

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、平成 30 年度定期監査の結果を次のとおり公表します。

平成 31 年 3 月 19 日

嘉麻市監査委員 松岡 源太郎
嘉麻市監査委員 中嶋 時夫

1 監査の概要

(1) 監査の目的

定期監査は、地方自治法の規定に基づき、市の事務や事業が、法令等に従って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性は確保されているか等について実施する監査です。

(2) 監査の実施期間

第Ⅰ期 平成 30 年 10 月 1 日（月）～平成 30 年 11 月 30 日（金）

第Ⅱ期 平成 31 年 1 月 4 日（金）～平成 31 年 2 月 28 日（水）

(3) 監査の対象部局等

第Ⅰ期 人事秘書課、総務課、選挙管理委員会事務局、企画財政課、市民課、税務課、環境課、人権・同和対策課、農林振興課、農業委員会事務局、産業振興課、住宅課、土木課、各総合窓口課、水道局、会計課、議会事務局、監査委員事務局

第Ⅱ期 男女共同参画推進課、管財課、地域活性推進課、防災対策課、健康課、高齢者介護課、社会福祉課、こども育成課、保護課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ推進課

(4) 監査対象期間

第Ⅰ期 平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 8 月 31 日

第Ⅱ期 平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 11 月 30 日

(5) 監査の方法

予算や事務事業の執行状況について、提出を求めた調書並びに関係資料に基づき予備監査を実施し、予備監査により抽出した質疑・指摘事項について、質疑応答形式で意見、回答を聴取しました。

(1) 全般的指摘事項

・公文書等の取扱いについて

起工伺いや契約締結伺い等の起案文書において、決裁日や施行日、添付書類の有無、監督職員の要・不要等の記入漏れが多く見受けられたので、記入が必要な箇所については確実に記入すること。

また、事柄を決定するにあたっては、地方自治法や嘉麻市財務規則などの根拠となる条文を記載し、より簡潔で正確なものとされたい。

・随意契約について

随意契約とは、地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定し、その者を相手方として売買、貸借、請負、その他の契約を締結することをいう。

随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に定められており、同様の業務内容であれば、担当課ごとで随意契約の要件の捉え方に差異が見受けられず、ほぼ統一されてきている。

しかしながら、単価契約においては、随意契約に関する地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の捉え方に差異が見受けられることから、担当課においては、地方自治法や嘉麻市財務規則を十分に確認され、適切に対応されたい。

また、嘉麻市財務規則第 142 条では、法令により価格が定められている物品を購入するとき等、見積書徴収の省略が認められている場合や特別な事情がある場合を除き、2 人以上の者から見積書を徴さなければならないと規定されているが、平成 30 年 4 月 1 日付けで、財務規則の一部改正が行われ、見積書の徴収を 1 者とすることができる規定が追加された。

2 人以上の者から見積書を徴しない場合に、関係書類に財務規則の適用条項を記述する際において、対象条文が正確に記載されていなかったり、設計価格をもって予定価格とする旨の記入漏れが散見されており、担当課においては、対象条文を正しく理解され、所属長においては正確な記述の指導を徹底されたい。

・契約保証金について

契約保証金とは、地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項により、自治体と契約を締結する者をして自治体の規則で定める率又は額の契約保証

金を納めさせなければならないと規定され、嘉麻市財務規則第 149 条第 1 項において、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせるものとする規定されているが、同条同項第 1 号から第 8 号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができるとされている。

嘉麻市財務規則第 149 条第 1 項各号に該当し、契約保証金の免除を行っているもので、契約締結時の契約保証金の欄が空欄であったり、契約書に「免除」とだけ記載され、契約保証金免除の根拠条文が未記載であるものが散見された。

担当課においては、地方自治法や嘉麻市財務規則の対象条文を正しく理解され、所属長においては正確な記述の指導を徹底されたい。

・時間外勤務命令簿、旅行命令簿について

時間外勤務命令簿は、時間外勤務手当支給の根拠となるものであり、時間外勤務命令を行うにあたっては、命令権者はその業務内容を明確にするとともに、人事係が示した記載要領に基づく記載及び命令印の押印等正確に処理されたい。

また併せて、命令権者は、個々の職員にとって過重なものにならないよう係員相互の協力を図る調整を行うなど、配慮されるよう要望する。

・研修・視察における復命について

嘉麻市職員服務規程第 10 条の規定により、出張した職員は、帰庁後速やかに、復命書によりその結果を上司に報告しなければならないとされている。

毎年指摘をしてきたことにより、資料を添付しただけのものはほぼ改善されたが、その内容はまだ十分とは言えず、所属長においては今後も継続して指導されたい。